参考資料② 関係法令(主なものを抜粋)

- 地方自治法(昭和22年法律第67号)
 - 第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を 譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。
 - 2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)
 - 第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に 次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
 - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条 第一項各号に掲げる者
 - 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若 しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を 害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚 偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている 者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したと き。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)
 - 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 狭山市暴力団排除条例(平成24年条例第22号)
 - 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次 号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)
 - 第五条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量 殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続 して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間 を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
 - 第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。
 - ー キヤバレー、待合、料理店、カフエーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は 飲食をさせる営業
 - 二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計つた営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの(前号に該当する営業として営むものを除く。)
 - 三 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
 - 四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技を させる営業
 - 五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸 心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの(国家公安委員会規則で定めるも のに限る。)を備える店舗その他これに類する区画された施設(旅館業その他の営業の用 に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。)において当該遊技設備に より客に遊技をさせる営業(前号に該当する営業を除く。)
 - 5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗 特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介 営業をいう。
 - 11 この法律において「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に 遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(客に酒類を提供して営むものに限る。)で、午前 六時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のもの(風俗営業に該当するものを除く。)をいう。

- 都市計画法(昭和43年法律第100号)
 - 第三十条 前条第一項又は第二項の許可(以下「開発許可」という。)を受けようとする者は、 国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提 出しなければならない。
 - 一 開発区域(開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区)の位置、区域及び規模
 - 二 開発区域内において予定される建築物又は特定工作物(以下「予定建築物等」という。)の 用途
 - 三 開発行為に関する設計(以下この節において「設計」という。)
 - 四 工事施行者(開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。以下同じ。)
 - 五 その他国土交通省令で定める事項
 - 2 前項の申請書には、第三十二条第一項に規定する同意を得たことを証する書面、同条第二項に規定する協議の経過を示す書面その他国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

● 建築基準法(昭和25年法律第201号)

- 第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定(この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(以下「建築基準法令の規定」という。)その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。)に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事又は建築副主事(以下「建築主事等」という。)の確認(建築副主事の確認にあつては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。以下この項において同じ。)を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。
- 一 別表第一(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の 合計が二百平方メートルを超えるもの
- 二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの
- 三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの

- 四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域(いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。)若しくは景観法 (平成十六年法律第百十号)第七十四条第一項の準景観地区(市町村長が指定する区域を除く。)内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物
- 2 前項の規定は、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内であるときについては、適用しない。
- 3 建築主事等は、第一項の申請書が提出された場合において、その計画が次の各号のいずれ かに該当するときは、当該申請書を受理することができない。
 - 一 建築士法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項、第二十条の二第一項若 しくは第二十条の三第一項の規定又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例の規定 に違反するとき。
 - 二 構造設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の二第一項の建築物の構造 設計を行つた場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建 築士が確認した構造設計によるものでないとき。
 - 三 設備設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の三第一項の建築物の設備 設計を行つた場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建 築士が確認した設備設計によるものでないとき。
- 4 建築主事等は、第一項の申請書を受理した場合においては、同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から三十五日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。
- 5 建築主事等は、前項の場合において、申請に係る建築物の計画が第六条の三第一項の構造 計算適合性判定を要するものであるときは、建築主から同条第七項の適合判定通知書又はそ の写しの提出を受けた場合に限り、第一項の規定による確認をすることができる。
- 6 建築主事等は、第四項の場合(申請に係る建築物の計画が第六条の三第一項の特定構造計算基準(第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかを審査する場合その他国土交通省令で定める場合に限る。)において、第四項の期間内に当該申請者に第一項の確認済証を交付することができない合理的な理由があるときは、三十五日の範囲内において、第四項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

- 7 建築主事等は、第四項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間(前項の規定により第四項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間)内に当該申請者に交付しなければならない。
- 8 第一項の確認済証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築、大規模の修繕又は 大規模の模様替の工事は、することができない。
- 9 第一項の規定による確認の申請書、同項の確認済証並びに第六項及び第七項の通知書の様式は、国土交通省令で定める。